

フランスにおけるアスベスト被害と 国家賠償責任

北 村 和 生

1 は じ め に

アスベスト被害の責任追及と被害者救済制度をどのように設計するかは、わが国のみならず、諸外国においても大きな関心をよんできた問題と言ってよいであろう。というのも、アスベストによる被害は、工業化が進んだ国ではほぼ共通に発生しており、また、アスベストによる被害は、いくつかの特徴を持っているからである。後にも触れるように、アスベストによる被害は、被害者数や被害の性質（生命や身体への被害）においても無視できない大規模なものとなり、さらに時間的にも長期にわたる。また、責任の主体が多様であり、民間企業だけではなく、国や、場合によっては国際機関の責任が問われることもありえ、責任追及が複雑となる。そのようなことから、わが国でもアスベスト被害に関する救済を考えるためには、諸外国の状況を参照することが必要となる¹⁾。

わが国では、とりわけ2005年に工場周辺地域でのアスベスト被害が大きな社会問題となった。これらについては、民間企業による一定の救済が行われ、国家レベルにおいても「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定が行われるなど立法的な対応もある程度は行われた²⁾。もちろん、このような立法的な対応だけでは十分な救済にはならないとして、国の不作為責任を指摘し国家賠償請求訴訟も含む訴訟による救済を求める動きも

見られるところである³⁾。

本稿は、フランスにおけるアスベスト被害に関する国の規制権限の不行使を理由とした損害賠償請求訴訟に関し、最近のコンセイユデタ判決を中心に紹介することを目的とする。主な対象となるのは、2004年3月3日のコンセイユデタ判決⁴⁾（以下では単に「2004年判決」と呼ぶ）である。2004年判決は、詳細は後に触れるが、アスベストを扱う職場で働く労働者の健康被害を軽減するために、国がその規制権限を行使しなかったのは違法⁵⁾であるとして、国の損害賠償責任を認めた。これまでもフランスでは、2004年判決の原審判決に当たるマルセイユ行政控訴裁判所の2001年10月18日判決⁶⁾（以下では単に「2審判決」と呼ぶ）や1審判決に当たるマルセイユ行政裁判所2000年5月30日判決⁷⁾（以下では単に「1審判決」と呼ぶ）が、国の責任を認める判決を相次いで下しており、2004年判決はこれらの判決を上告審として確認したものである。

本稿が2004年判決の紹介を行う理由は大きく分けて二つある。

第1に、上で見たように、アスベスト被害は、わが国においても大きな問題となっており、既に一定の立法的救済が図られた。今後は、フランスとは逆だが、訴訟による責任追及が行われることとなるであろう。フランスにおける裁判例はこのようなわが国でのアスベストの訴訟による救済を考える上で、先例として一定の示唆を与えるものと考えられる。とりわけ、わが国では、今のところアスベスト被害について、国の規制権限の不作为を理由とした訴訟の判決例は見られないところであり⁸⁾、フランスにおける国家賠償請求訴訟の事例は、わが国のアスベスト被害の訴訟に関して一定の示唆を与えると考えられる。

第2に、2004年判決の意味は、アスベスト被害救済の比較法的研究に止まらない。本稿が、フランスにおけるアスベスト被害に関する国家賠償請求訴訟を扱うのは、国民の生命身体等へのリスクが存在する場合、行政はどの時点でどのような義務を負うのかを考える上での一助となると考えられるからである。2004年判決に関する知見は、行政が国民生活におけるリ

スクに対して果たすべき義務の性格や範囲を考える上で一つのモデルを提示することになるであろう。

以上のような問題意識に基づいて、以下ではフランスにおけるアスベスト被害とその救済制度、そして、2004年判決の検討の順番で扱うこととする。

2 フランスにおけるアスベスト被害と救済制度

2004年判決の検討に入る前に、フランスでのアスベスト規制と被害者救済制度について簡単に紹介する⁹⁾。

フランスでアスベストが工業的に大量に使われるようになったのは、イギリスやアメリカなどと比べると遅かったとされる¹⁰⁾。また、そのためもあり、フランスのアスベストへの規制はイギリスやアメリカと比べると決して迅速なものとは言えなかった。この点については、次節でコンセイユダ判決と共に紹介するので、ここではフランスにおけるアスベスト利用の規制の沿革について簡単に紹介しておく。フランスにおいてアスベストの吹きつけ工事が規制されたのは、1978年3月20日のデクレが初めてである。その後、欧州各国での規制の進展と共にフランスでも規制が強化されるようになり、1996年12月24日のデクレによって、1997年1月以降の全ての形態でのアスベスト利用が原則として禁止されることとなった。もっとも、同デクレは、アスベストを全面的に禁止するとはしながら、代替品がない場合や中古車等の既に出回っている物の取引などについて多くの例外を含んでいた。その後規制は継続的に強化されてきている¹¹⁾。現在のフランスではアスベストの使用は原則として禁止されているし、禁止以前に建築された建築物についてもアスベストの使用を調査し、その旨を表示するなどの義務が課せられることがある。

しかしながら、被害発生までに場合によっては数十年という時間がかかるアスベストの特性から、既に全面禁止という規制が行われたフランスで

も、後に見るように、被害者の数は今後も増え続けるものと考えられている¹²⁾。このように大規模なアスベストによる損害について、訴訟による救済がまずはかられた。フランスでは1996年に設立された全国アスベスト被害者団体（ANDEVA（Association nationale des victimes de l'amiante）と呼ばれる）等の動きにより、被害者から原因となった企業等への民事上の損害賠償請求が司法裁判所に対して提起された。これらの損害賠償請求に対して、フランスの破産院等の司法裁判所は、使用者の責任を広く認めた。しかし、被害者の救済に対して、それだけでは充分ではないのは言うまでもない。というのも、訴訟による救済では時間がかかるが、アスベスト被害には迅速な救済が必要となるからである¹³⁾。そこで、2000年に、迅速な救済制度として、アスベスト被害者補償基金（Fonds d'Indemnisation des Victimes de l'Amiante。以下、本稿では「FIVA」と呼ぶ）が設立され、アスベスト被害者の救済に当たることとなった¹⁴⁾。

FIVA は、2000年12月23日法第53条によって設立された。FIVA の設立は、HIV 感染被害者救済のために作られた救済基金などと同じように¹⁵⁾、大規模な危険を国民連帯の見地等から救済するため、いわゆる「危険の社会化（socialisation du risque）」のためとされている¹⁶⁾。FIVA は、国や労災保険からの出資により、その財政基盤を得ているが、2004年判決後は、とりわけ国の出資割合が適切かという点に関して議論が見られる¹⁷⁾。というのも、2004年判決によって、国の不作為が違法とされた結果、国はより多額の出資をすべきではないかとの指摘があるからである。

FIVA による救済の対象は、同法同条 項によると、2種類に分かれる。第1に、労災やそれと類似した制度によって救済を受けうる被害者、すなわち職業的な理由でアスベストに曝露して被害を被った者である。第2に、フランスの領土内で直接にアスベストの曝露の結果である損害を被った者であり、職業的な枠組みでアスベストに曝露したわけではない被害者が含まれる。フランス国籍の有無は FIVA による救済の要件とはされていない。また、2種類の救済のいずれの救済においても対象となるのは被害者

本人に限定されず、相続人等も含まれる。

FIVA の救済は、わが国で制定された石綿による健康被害の救済に関する法律等とは異なり、個々の被害者の状況に応じて（たとえば、アスベストを原因とする代表的な疾病は中皮腫をはじめいくつか見られるがそのいずれに罹患したのかなど）完全な救済を行うこととしており、定額制を採用していない。FIVA の救済を受けようとする者は、アスベストへの曝露と健康に被害を受けたことを示して、申請を行う（同法同条 項）。これに対して、FIVA は、6ヶ月以内に補償条件や曝露が被害の原因かどうかの評価を行う。したがって、FIVA は、これらの評価を行うための審査権限を有しており、その手続は裁判手続をモデルとするものであるとされる。また、FIVA の決定に対して不服がある場合、申請者は、自らの居住地を管轄する控訴院（Cour d'appel）に訴訟を提起して争うこともできる。

また、FIVA によって救済を受けた被害者は、別途加害者（たとえば、2004年判決における国）に対して損害賠償請求訴訟を提起することができるか、という問題がある。これについては、FIVA のしくみのモデルとなったとされる、HIV 被害者救済制度において争いになった経験から、同法同条 項が明文の規定を設けており、FIVA による救済を受けた場合には、被害者は訴訟による救済を求めることを制約されることとなる¹⁸⁾。FIVA の救済が定額制ではなく、完全な救済とされたのもこのような別に訴訟を起こす機会が制約されたことと関連づけて理解されるべきであろう。2004年判決の被害者の中には FIVA への申請を行っていた者も見られたが、救済を受けていないことから訴訟要件上は支障がないとされた¹⁹⁾。さらに、アスベストによる被害について、使用者などの第三者に損害賠償責任を負う者がある場合、FIVA は、被害者がその第三者に対して有する請求権を代位して、その責任を追及することができる。

3 2004年判決について

2004年判決は、既に触れたように、労働者が職場で曝露したアスベストによる健康被害に対して、国の規制権限不行使を根拠として国家賠償請求を行った事件である。フランスにおいても、労働者が職場でのアスベスト曝露によって被害を被った場合は、職業上の疾病としての救済が行われるが、使用者が「許し難いフォート（faute inexcusable）」を犯したときは、被害者は使用者に対してもその責任を追及し、救済の増額を求めることができる（社会保障法典 L452-1 の規定による）。既に見たように、司法裁判所は、アスベスト被害について、使用者の責任を認める判決を下すことが見られたが、それは「許し難いフォート」を比較的容易に認めることによってであった²⁰⁾。

アスベスト訴訟全体を考える上では、破毀院判例の動きも決して無視できない。近時のコンセイユデタ判例は破毀院判例の動きと密接に関連することが多いからである。また、国の責任を追及した訴訟は、使用者としての国の責任を追及するものや刑事責任を追及する事件も見られるが²¹⁾、本稿は、1 で見たように国の規制権限不行使による不作為責任に考察対象を限定するため、他の訴訟については触れない。

以下では、2004年判決をプラダ＝ボルドナーヴ（E. Prada-Bordenave）の論告や2004判決への評釈類を主な素材としながら紹介し、最後に2004年判決の意義を指摘する。また、2004年判決の国による上告理由は5つあるが、フランスの訴訟制度独自の争点も含まれることから、本稿では国の権限不作為の違法に関わる点のみを扱う。

(1) フランスにおけるアスベスト規制と2つの時期

2004年判決の被害者は、4名であり、コンセイユデタの判決は各被害者ごとに下されている。これら4名の被害者全員が、長い者で10数年にわ

たってアスベストを使用する企業で働いた経験があり、また、全員が中皮腫や気管支ガン等のアスベストを主な原因とする疾患に罹患し、1995年から1996年にかけて死亡している。

これら4名についてコンセイユデタは国の権限不作為を違法として国家賠償責任を認めている。しかし、4名の被害者すべてについて同一の判断をしているわけではない。被害者がアスベストに曝露した時期に応じて、2つの時期に分けることができる。第1の時期が、第2次大戦後、1977年までであり、4名のうち2名の被害者がこの第1の時期にアスベストを使用する工場で労働していた(以下では、「第1期被害者」と呼ぶ)。第2の時期が1977年から1995年までであり、残り2名の被害者がこの時期にアスベストに曝露したと考えられている(以下では、「第2期被害者」と呼ぶ)。2004年判決は、実際には各被害者につき1件ずつ判決が下されているが、本稿では、煩雑さを避けるため第1期被害者と第2期被害者としてまとめて扱う。これら2つの時期に応じて、コンセイユデタが国の権限不作為を違法とした根拠は異なっており、以下では各時期に分けてフランスでのアスベスト規制がどのようになっていたのかを、2004年判決の理解に必要なかぎり整理する。

1977年以前(第1期被害者について)

まず、第1期を画する年である1977年は、フランスのアスベスト政策にとっては一つのターニングポイントとなった時期である。というのもフランスにおいて、はじめて職場でのアスベストの曝露を防止するための規制が行われた時期だからである。

もちろん、1977年までフランスではアスベストを利用する職場環境の危険性がまったく意識されていなかったというわけではない。1審判決が指摘するように、イギリスなどよりは遅れていたものの、1945年以来、アスベスト由来の疾患が職業上の疾病として救済対象とされており、また、1950年8月31日のデクレにより、アスベスト症が職業上の疾病の一種として認められている。これを認めたデクレの規定は、第30表(le tableau no.

30)として知られており、少なくともアスベストによる職業疾患がフランスでも認識されていたことを示す資料の一つとされている。

1977年にフランスでアスベストに関わって制定されたデクレは2つある。第1のデクレは、1977年6月29日のデクレで、住居での一定のアスベストによる工事を禁じたものである。2004年判決との関係で重要となるのは、もうひとつの1977年8月17日のデクレである。第2のデクレは、フランスで初めて職場におけるアスベストを規制した法令であり、企業内で被用者が曝露されうる空気中に含まれるアスベストの量を次のように制限した。すなわち、同デクレは、空気中のアスベストの数について2f/mlという制限を課した。

このようにフランスでは、1977年になってはじめて労働者をアスベストから保護するための規制を行った。この時期にアスベストに曝露した第1期被害者については、1977年まで労働者の職場環境の安全性を守るためにアスベスト規制を行わなかった不作為が違法となるかが問題となる。

1977年から1995年まで（第2期被害者について）

第2期は、フランスにおいてもアスベストの「管理使用政策（politique d'usage contrôlé de l'amiante）」²²⁾が採用された時期である。で述べたように、フランスでも1977年以降は労働者の安全や衛生を守るためアスベスト規制が行われた。もちろん、当初の規制において基準とされた数字は、現在の目から見ると労働者の安全を保護するためには決して十分なものではなかった。したがって、1977年以降、フランスにおいてもアスベスト規制は段階的に強化されていくことになる。職場での規制に限定されない、一般的なアスベストの規制に関しては、既に見た1996年12月24日のデクレによって、フランスでは全ての形態でのアスベスト使用が禁止された。これによって、フランスは管理使用政策を放棄し、欧州ではアスベストを全面禁止した8番目の国となったのだが²³⁾、それまで段階的に行われていた職場でのアスベスト規制の強化が、当時の科学的な知見の下で違法な遅滞に陥っていたのが第2期被害者との関係では問題になる。

第2期の段階的なアスベスト規制強化について2004年判決の関係で指摘しておくべき点は、欧州指令との関連である。アスベストに関する規制は欧州共同体レベルでもすすめられていたが、この時期にはフランスでは欧州指令に対応して2つのデクレが制定された。第1のデクレは、1987年3月27日のデクレであり、1983年9月19日欧州指令 (le directive no 87-477 du 19 septembre 1983) をフランスの国内法に転換したものであり、青石綿を除いて空気中のアスベストを 1f/ml としている (青石綿については 0.5f/ml)。第2のデクレは、1992年7月6日のデクレであり、1991年7月25日の欧州指令 (le directive no 92-634 du 6 juillet 1991) を転換したものである。第2のデクレは、青石綿を除くアスベストに対する規制を0.6f/mlとして規制を強化した (青石綿については 0.3f/ml)。いずれも欧州指令に基づいてフランス国内でのアスベスト規制を強化しているが、特に第1のデクレに見られるように、フランス国内法への転換時期は欧州指令が発せられた後かなりの時間を経ていることがわかる。

以上のように、第2期被害者との関係で国家賠償責任が認められるかは、1つには欧州指令を国内法に転換することの遅滞が当時のアスベストの危険性や科学的な知見などとの関連で適切なものであったかということになる。

また、第2期の終期は2004年判決によると、既に述べた1996年12月24日のデクレの時期ではなく、1995年であるとされる。1995年は全国保健医療調査研究所 (INSERM (l'Institut national de la santé et de la recherche medicale))²⁴⁾ に対して、労働連帯大臣よりアスベスト被害に関する調査が命じられた年である。

(2) 2つの時期と2004年判決

次に、以上の2つの時期について、2004年判決がどのようにして国の規制権限の不作为を違法としたのかを見ていくこととするが、まず、1・2審判決と2004年判決が、国がどのような義務を負っているとしたか、次に

本件においてどのような根拠で国の不作為を違法としたのかを各時期ごとに整理することとする。

労働者の安全に関して国が負う義務

まず、国がアスベストから労働者を保護するためにどのような義務を負っているかであるが、コンセイユデタは、第1期被害者と第2期被害者のいずれについても、国が負う義務を以下の2種類に分けている。

はじめに、コンセイユデタは、「使用者は労働法典 L230-2 によって法典化された労働法規の適用により、その指揮監督下にある労働者の安全と衛生保護を確保する一般的な義務」があるとしている。労働法典 L230-2 は使用者の安全配慮義務を定める規定であり、この義務は結果義務であると解されている。この義務に違反した場合は、「許し難いフォート」が成立し、使用者は独自に損害賠償義務を負うことがありうる。コンセイユデタは、続けて、職業上のリスク防止を任務とする公的な機関が負う2つの義務を述べている。第1の義務は、「特に彼ら [労働者] が扱いはるいは接触する製品や物質 (produits et substances) を考慮しながら、その職業上の活動の枠内で労働者が負いうる危険の情報収集をする (se tenir informé)」義務であるとする。第2の義務は、「科学的な知見の状況から、必要な場合には補充的な調査研究の助けにより、これらの危険を制限できれば消滅させるために最も適切な措置を命じる (arrêter) 義務」である。すなわち、2004年判決によると、国に課せられた義務は、情報収集義務とその情報に基づき規制を行う義務である。評釈者には、前者を知ること (connaissance) の義務、後者を行動すること (action) の義務として整理しているものも見られる²⁵⁾。

2004年判決があげる義務については、以下のような興味深い点を指摘することができる。労働法典 L.231-2 は、行政機関が職場の衛生の規制のため命令を定めることできる権限を規定している。しかし、2004年判決は、下級審判決と同じく、同規定をあげてはいるものの、直接的に国による同規定に基づく規制権限の不行使を違法とするような構成をとっていない。

むしろ、2審判決の評釈者が指摘するように、特定の権限不行使ではなく、「公衆衛生の分野においてとりわけ労働者の安全に関わる義務」というより広い責任根拠を採用しているのである²⁶⁾。

国は上記の義務に違反したか(第1期被害者について)

2004年判決は、上記の義務に国が違反していたとしたが、その根拠を論告に基づいて整理すると以下ようになる。

第1期については、フランスでアスベストの危険性が知られていたか、すなわち、わが国の用語法に従えば予見可能性があったかが問題となる。2004年判決は、アスベスト粉塵の危険性は20世紀初頭から知られており、1950年代半ば以降においてはアスベストの発ガン性についても明らかであったとしている。その根拠は、各種の医学的な資料や2審判決が触れるように、たとえば当時のイギリスにおけるアスベストの規制の存在や、フランスでも職業上の疾病のリストにアスベストによる疾病を段階的に含めていたことである(たとえば中皮腫等が段階的にリストに加えられた)。2004年判決によると、これらのリスクが知られていたにも関わらず、フランスではアスベストのリスクを評価するための、労働監察(inspection du travail)による追跡調査が行われていなかったものであり、情報収集義務は履行されていなかったこととなる²⁷⁾。また、既に見たように、1977年までフランスではアスベストに固有の特別な規制は行われていなかったから、規制義務にも違反していたことになる。これらのことから、2004年判決は、「アスベスト粉塵に労働者を曝露させることによるリスク防止における不作為により、国はその責任を生じさせる性質の違法を犯した」とし、2審判決の判断を認めた。

国は上記の義務に違反したか(第2期被害者について)

第2期は、第1期と異なり、一定の規制は行われ、管理使用政策が採用されていた。そのため、第2期においては、不作為の違法を導く法的な構成に第1期と若干の違いが見られる。論告によると、国が上告理由として主張したのは、「管理使用政策は当時の科学的知見に適合したものであり、

その他の知見の獲得に応じて厳格化されてきた」とのことである²⁸⁾。論告はこのような国の主張を認めていない。確かに、上で見たように、次第に厳格化する欧州指令を国内法に転換する際にもフランスでは数年の遅滞があり、しかしながら、その間アスベストの健康被害に対する調査は行われていなかった。そうすると、このような遅滞があるのに実効的な規制が行われていたとの国の主張は、根拠を持たないことになると考えられるのであろう。

実際、フランスでは1970年代半ば以降、アスベストによる疾病は増加し続けたにもかかわらず科学的な調査は1995年まで行われなかった。論告は、このようなフランス政府の関心の欠如は当時既にアスベスト被害による訴訟が見られたアメリカなどと比べると奇妙であると指摘する。そして、第2期において、国は、管理使用策の下でアスベストによる疾病が増加しているにもかかわらず、当時とられていた規制の実効性を調査することなく、公的な諸機関にアスベストの被害についての調査をさせることはなかったとする。さらに、論告が指摘するのは、労働者らへのアスベストのリスクに関する情報の提供についてである。論告は、第2期において、発ガン性が知られていたのに、政府が「労働者すべてに対して正確な情報を伝達しなかった」ことも指摘している²⁹⁾。

以上の点に基づいて、2004年判決は、以下のように判示した。すなわち、1977年以来、アスベストについては一定の措置がとられていたが、被害者に対して「それらの措置が実効的な保護を構成していたことは立証されていない」し、また、「この物質[アスベスト]の高度に発ガン性のある性格が何度も確認され、アスベストの曝露による職業上の疾病や死者が1950年代半ばから増加し続けていたのに、1995年以前、アスベストを含む製品が労働者に対して示す危険性を明確に決定するためのいかなる調査も行われなかった」として、国の不作為を違法とした。

(3) 2004年判決の意義

2004年判決は、言うまでもなくコンセイユデタがフランスの最高裁判所としてはじめて国の不作為を違法とした判決として大きな意味がある。その他、理論的な意義として以下の2点を指摘することができる。

第1に、フランスにおける行政の不作為責任に関する判決としての意義がある。とりわけ、2004年判決は、論告中で引用されているように、葉害エイズに関するコンセイユデタの1993年4月9日判決³⁰⁾(以下では単に「1993年判決」と呼ぶ)に次ぐ、国の規制権限不作為を違法とする判決であることから、1993年判決との関係が問題になる。

1993年判決は、環境法の分野などに見られる、差し迫った危険があるときには行動を起こすのに科学的確信を得るのを待つ必要はないという予防原則(principe de précaution)の影響を受け、輸血用血液や血液製剤のHIV汚染やそれによるHIV感染のリスクが必ずしも明確でない段階でも行政は規制権限の行使が義務づけられていたとして、1980年代半ばのフランス血液行政の不作為を違法とする判決である。行政の不作為責任を争点とした判決としては、フランスでは近時最も重要と考えられる判決である。2004年判決は、1993年判決と同様に、予防原則的な観点から行政の権限行使の義務を捉えた判決であると考えられるのであろうか。

この点については、論告にも指摘が見られるように、HIV被害とアスベスト被害では若干の違いがあると考えられる。アスベストの危険性自体は、既に見たように、かなり早くから(第2次大戦以前から)認識されていたのであり、不確かな危険というよりは、「証明されたリスク(risque avéré)」³¹⁾にあたる。その意味では、2004年判決が問題にしているアスベストのリスクは、1993年判決が問題にした輸血や血液製剤によるHIVの感染リスクとは異なるものであり、予防原則そのものが問題になった事件ではないと考えるべきであろう³²⁾。

もちろん、これも論告が指摘していることだが、特に第2期については、アスベストのリスクに関して、科学的に不確かな点がなかったわけではな

い³³⁾。すなわち、アスベストに対する規制は、欧州指令よりも遅かったものの強化されていったのだが、ある時期においてどのくらいの規制が適切であるかについてはやはり科学的な議論があったのであり、2004年判決が予防原則的な考えとまったく無関係だったわけではない。このような場合に、どのような義務が行政に課せられるのかという点については次項で触れることとする。

第2に、2004年判決の意義は、本判決の特色とも言えるが、行政に課せられる情報収集義務である³⁴⁾。

すなわち、2004年判決によると、第2期については、規制権限を行使しなかった規制義務の不作为そのものよりも、むしろ、既にとったアスベスト規制が適切であったかを調査しなかったことや、増加傾向にあったアスベストによる健康被害実態を調査しなかったことが国の責任を認めるための主な根拠になっている。

もちろん、第2期においても、³⁵⁾で見たように、規制を行う上で科学的に不確かな点があり得た。しかし、2004年判決によると、アスベストのように死亡のリスクがある場合には、国は「自らの行動が適切なものであることが保障されるようあらゆる策を講じるべき」³⁵⁾なのであり、アスベストの健康被害についての追跡調査を怠り、規制の強化を怠っていた国の不作为は違法となるのである。

このような2004年判決の判示と論告に示された考え方は、規制権限の不作为に関する事案で重要な意味を持つと考えられる。すなわち、リスクへの対処につき、科学的に適切な対処が不明確な場合であっても、規制権限を有する国に一定の義務を負わせているという意味においてである。というのも、2004年判決の考え方は、規制権限の行使以前の情報収集や情報提供の分野での国の義務を問題にすることを可能にし、アスベストのようなリスクに対応する行政の義務違反が裁判所によって統制されるケースを従来よりも拡大したと言うこともできるからである。

もとより、このような情報収集義務を想定することができるのは、アス

ベストの事例のように、労働者の健康や職場環境の安全を保護するという一般的な義務が国に課せられている分野であるから言えることであり、他の行政が対応しなければならぬリスクについても同様の義務を想定することができるかは不明である。しかし、少なくとも労働行政の分野では行政の作為義務の範囲を拡大したと言え、それがフランスにおける2004年判決の意義の1つであると言える。

4 お わ り に

2004年判決によって、フランスのアスベスト被害に関する国の責任については、少なくとも最高裁に当たるコンセイユデタの判断が下されたことから、一定の解決が図られたと言えるであろう。しかし、2004年判決によって必ずしも解決されておらず、今後、フランスで問題となりうる論点がいくつか考えられる。

第1に、使用者の責任と国の責任の配分についてである。2004年判決は、労働者の被害について、使用者に責任が認められることによって、国がその責任を免れることはないとし、国側の上告理由を退けている。規制権限の不作为に基づいて国が固有の責任を負うということからすると、国が使用者の犯した不法行為等を援用して免責されないのは当然であり、2004年判決の判示は妥当であろう。しかし、国が責任を負うことによって、使用者がその責任を免れることに繋がるとすればそれは問題であり、国の責任と使用者の責任の適切な調整が図られるべきということになる。

第2に、2004年判決は、職場でのアスベスト曝露による被害という、職業上の疾病に関する事例であり、その意味では、2004年判決の論告でも触れられているように、フランスでは伝統的に労働者の安全確保が国の義務とされてきたことから、比較的国の責任を認めるのが容易な分野であったとも言えるであろう。しかし、わが国においてもそうであるように、今後は、環境型の被害、すなわち、アスベストを使用する工場周辺の住民やア

アスベストを含有する廃棄物の処理時の周辺への飛散といった、職場以外でアスベストに曝露した被害者の救済がむしろ重要な問題となると考えられる。既に見たように、FIVA は、職場以外でアスベストに曝露した被害者も救済対象としているが、環境型の被害では職場での曝露と異なり、因果関係の証明などで難点も見られるとの指摘も見られるところである。2004年判決や2審判決の判示は、論告にも見られるように、職場でのアスベスト曝露のみを対象とし、環境型の被害や労働者の家族の被害を念頭に置いているわけではない。今後、訴訟の場で環境型の被害に関して、国の規制権限の遅滞や不作為が争われた場合、2004年判決とは別の判断が行われる可能性もある。もっとも、2004年判決やその下級審の判決が労働法典L231-2の規定に必ずしも基づかず、国の責任根拠を「公衆衛生の分野において、とりわけ労働者の安全に関わっての義務」というより広い義務を採用したことを捉えて、2004年判決やその下級審の論理が、消費者の安全や建築物の安全性といった国が規制権限を有している他の分野にも適用しようとの指摘も見られる³⁶⁾。この見解に従うなら、労働者の職場でのアスベスト曝露以外の分野にも2004年判決と同様の判断がされるべきであるということになる。

- 1) アスベスト被害の救済制度に関する比較法的な研究として、棚瀬孝雄「アスベスト被害補償システムの設計」NBL 826号（2006年）20頁以下。その他、同論文を含む、京都大学21世紀COEプログラム『アスベスト訴訟の国際比較』の諸論文参照。
- 2) 石綿による健康被害の救済に関する法律等のアスベスト関連の法改正に関する文献は少なくない。たとえば、浜島直子＝沼田正樹＝森中高史＝高木直人「アスベスト関連法制の解説」自治体法務研究6号（2006年）61頁以下参照。
- 3) 日本経済新聞2006年5月26日の報道によると、大阪府南部地域の被害者が権限行使の不作為を理由とした国家賠償請求訴訟を提起しているとのことである。
- 4) C. E., Assemblée 3 mars 2004, Ministre de l'Emploi et de la Solidarité c/ Consorts Bourdignon et autres, *R. F. D. A.*, 2004, p. 612, conclusion E. Prada-Bordenave; *J. C. P.*, no. 25, 16 juin, p. 1131, note, F. G. Trébulle; *D.*, 2004, no. 14, p. 973, note H. Arbousset; *A. J. D. A.*, 2004, p. 974, note F. Donnat et D. Casas; *Responsabilité civile et assurances*, 2004, Juillet-Août, p. 28, note C. Guettier.

なお、以下では2004年判決の論告（conclusion）や評釈（note）は執筆者名のみで引用し、*op. cit.* 等の記載を行わない。

5) フランスの国家賠償責任の主要な要件である「フォート (faute)」は「過失」の語をあてられることが多く、筆者もこれまでは「公役務過失」の語を使用することが多かった。しかし、「フォート (faute)」はわが国の国家賠償法1条の用語法でいう、「規制権限不行使の違法」とほぼ同様の意味を持つため、本稿では「違法」の語をあてることとする。

6) C. A. A. Marseille, 18 octobre 2001, Minstre de l'Emploi et de Solidarité c/ Consorts Thomas, A. J. D. A., 2002, p. 257, note L. Benoit; *Collectivités Territoriales*, 2002, p. 13, note L. Erstein; note B. Pauvert, *Gaz. Pal.*, mai-juin 2002, p. 626.

なお、以下では2審判決の評釈 (note) を引用する場合は上記の執筆者名のみで引用し、*op. cit.* 等の記載を行わない。

7) T. A. Marseille, 30 mai 2000, M. Xueref c/ Ministère de l'Emploi et de la Solidarité, L. P. A., 2000, no. 176, note P. Villeneuve.; note B. Pauvert, *Gaz. Pal.*, vendredi 9 samedi 10, 2001, p. 2.

その他、労働法的な観点を含め、1審判決について論じるものとして、C. Durand, La carence fautive de l'Etat en matière de protection de la santé au travail, *R. D. S. S.*, 2002, p. 1 et s.

8) たとえば、長野じん肺訴訟長野地判昭和61年6月27日判時1198号3頁が、アスベストによるじん肺被害に対する国の不作為責任について触れているものの、国家賠償請求自体は棄却している。その他、わが国のアスベスト訴訟について、池田直樹「日本におけるアスベスト訴訟」NBL 827号(2006年)40頁以下参照。

9) フランスの状況については、2005年に元老院 (Sénat) において作成された報告書 (*Rapport d'information*) が詳細である。とりわけ、「『魔法の鉱物』から墓石まで (Du «magic mineral» à la Pierre tombale)」と題された、同報告書の25頁以下の時系列的な整理が有益である。同報告書は以下の元老院のサイトに掲載されており、本稿での引用時には、*Rapport d'information* と呼ぶ。http://www.senat.fr/rap/r05-037-1/r05-037-1.html

その他、ヨーロッパのアスベスト規制について、欧州環境庁編・松崎早苗監訳『レイト・レッズンズ』(七つ森書館, 2005年)93頁以下。

10) 各国のアスベストの消費量や規制について、古屋杉郎「各国におけるアスベスト被害と規制状況」森永謙三編著『アスベスト汚染と健康被害 [第2版]』(日本評論社, 2006年)31頁以下。

11) F. Labrousse, *Amiante, J. C. E.*, Fasc. 752, no. 2 et s.

12) 2005年のフランス元老院の報告書は、今後20年から25年において6万人から10万人のアスベストによる死亡がフランスで予想されるとしている。*Rapport d'information*, p. 10.

13) Responsabilité et socialisation du risque, *E. D. C. E.*, 2005, p. 273.

以下、本書を引用する際は、寄稿されている個別の論文を除いて、*E. D. C. E.* の頁数のみで表示する。

14) FIVA の根拠法や救済の具体的な手法・救済額の算定に関しては、以下の FIVA のサイトに基づく。http://www.fiva.fr/

15) HIV 被害者救済基金について、北村和生「フランス行政賠償責任における HIV 感染血液訴訟」立命館法学251号(1997年)4頁参照。

フランスにおけるアスベスト被害と国家賠償責任（北村）

- 16) 危険の社会化に関する近時のフランスの動向については、以下のコンセイユデータ報告書が詳しい。E. D. C. E., 2005, p. 273.
- 17) E. D. C. E., 2005, p. 274.
- 18) 同法制定の際に、議会で争点となり、また憲法院にも提訴された。議会での議論については以下の文献参照。H. Ardousse, L'amiante : la création d'un fonds d'indemnisation pour canaliser une bombe à retardement, *Rev. Recherché Juridique-Droit Prospectif*, 2001-2, p. 873 et s.
その他、FIVA に関して、以下の文献参照。C. Guettier, L'Etat face aux contaminations liées à l'amiante, *A. J. D. A.*, 2001, p. 529.
- 19) E. Prada-Bordenave, p. 616.
- 20) 司法裁判所の判決については以下の文献参照。F. Labrousse, *op. cit.*, no. 69 et s.
- 21) 国の責任を追及する様々な訴訟については以下の文献参照。Rapport d'information, p. 99 et s.
- 22) E. Prada-Bordenave, p. 619.
- 23) *Rapport d'information*, p. 29.
- 24) INSERM について、<http://www.inserm.fr/fr/> 参照。
- 25) F. Donnat et D. Casas, p. 974.
- 26) L. Benoit, p. 259.
- 27) 労働監察官の人手不足等の問題点を指摘するものとして、M.-F. Delhoste, Les risques liés à l'amiante : une gestion étatique défailante, *R. D. P.*, 2004, p. 1443.
- 28) E. Prada-Bordenave, p. 619.
- 29) E. Prada-Bordenave, p. 620.
- 30) 1993年判決については、北村・前掲注15の5頁以下参照。
- 31) P. Bechmann et V. Mansuy, *Le principe de précaution*, 2002, p. 87. ただし、本文中に引用した表現は1審判決・2審判決についての指摘であり、2004年判決についてのものではない。
- 32) E. Prada-Bordenave, p. 616.
- 33) E. Prada-Bordenave, p. 620.
- 34) 近時のコンセイユデータ判例が、国はリスクについての情報提供義務を負っているとしたことを指摘するものとして、以下の論文が見られる。ただし、2004年判決そのものについては言及していない。F. Ewald, L'Etat de précaution, *E. D. C. E.*, 2005, p. 359.
- 35) E. Prada-Bordenave, p. 620.
- 36) 2審判決についての指摘だが、L. Benoit, p. 259.

なお、本論文は平成17年採択の独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C））に基づく研究によるものである。